

北広島町農業委員会第5回総会議事録

事務局 (第5回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号7番8番をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について、農地法3条の規定により、別紙のとおり申請があったので、意見を求める。令和5年11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願いします。

12番 11月13日に現地確認を致しました。圃場は、譲受人の自宅裏で草刈り等されていました。これまで全て借り受けでやっておられ、農業委員会の利用権設定はされておりました。理由は、地権者が亡くなっておられたこと、地域の後継者、担い手ということもあり、預ける方が増えていったということです。営農計画書からいくと、166aの圃場で80aのハウストマトを栽培されている。何の台帳もなしに移動したのではなく、細目書できっちり移動されています。以上のようなことから、譲受人には、労働力、技術も23年の経験があり、農業経営的にも就労面でも問題はないと思われます。周辺への影響も地域の担い手となっておられますので影響ございません。以上のことから、地法第3条第2項各号には該当しないものと考えられます。以上でございます。よろしくをお願いします。

会長 それでは番号1番について質疑に入ります。ご質問はございませんか。

委員 (なし)

会長 ないようですので、それでは質疑を打ち切って採決致します。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 担当委員より補足説明をお願い致します。

1 番 11月8日に現地確認を行い、譲受人とも面談をしております。後日、行政書士とも経緯を聞いています。譲受人は40年前から酪農を営んでおられます。申請地が非常に自宅近く便利ということで、40年前からに現在に至っております。現在乳牛を30頭。全て牧草を植えておられます。作業的にも若い者が2人譲受人夫婦4名でやっております。機械等も全部所有しておられます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

1 番 等価交換の農地については、後ほど4条案件で説明します。

会 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願い致します。

7 番 11月13日に現地確認を行いました。その前に行政書士に連絡し、内容を色々聞かせていただきました。譲受人は、お米グランプリでも準優勝しており、熱心に米作りをしておられるとのことでした。上の田は給水路があるが、下にはないので、田にするなら上から下へ流すのかという風には思っていました。契約は既にすんでおり、お金も払われているため、事務局に相談しましたが、問題ないでしょうということでした。以上です。

会 長 それでは番号3番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請のとおり許可しても良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番につい

事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

職務代理 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

会長 譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。譲渡理由は、高齢であり、農業後継者がいないので、近くに住む譲受人に譲渡するということです。11月12日に現地調査を行っております。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

職務代理 それでは番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

7番 面積が953㎡で残りが472㎡というのは、本人さんが作られますか。

会長 だと思います。他に貸し付けた面積も沢山ありますから。

職務代理 その他ございませんか。

委員 (なし)

職務代理 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

会長 それでは番号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13番 11月15日に現地確認に行ってきました。図面10ページをご覧ください。対象2筆の農地、その周辺は、譲受人の農地という状況です。機械とか労力は十分にお持ちでございます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 それでは番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

会長 譲受人は、主に何を作っておられますか。

13 番 主には水稻です。今年もその周りは水稻を植えておられます。その他譲受人以外でもこの地域で何枚かあるのですが、休耕田、水稻を植えられていても猪に荒らされて収量がほとんど無かったという様な話を聞いている地域でございます。

会 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

職務代理 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号 5 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 11 月 15 日に現地確認を行いました。譲受人は息子さんで、実質は、両親が経営されている専業農家です。以前から、譲受人が農地をかなり前から水稻を作付けをされている状況でございます。管理されている状況です。機械労力十分に兼ね備えておられますので問題ないと考えます。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。どうかよろしくをお願いします。以上です。

会 長 それでは番号 6 番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 11 月 15 日に現地確認並びに関係者からの聞き取り調査を行ってきました。譲受人は空き家バンクで宅地と農地を調べて購入するというところでございます。この農地の場所ですが、

この周辺は水稻作付け箇所、ここに譲受人が果実を栽培するというふうに記入してあったので、その辺りをお聞きして、木を植えるのは止めてほしいとお願いしました。譲受人が、80という高齢の方で何年続くか不安に感じましたので、その辺りお願いをしました。関係者というのは行政書士の方でその辺りの話をさせていただき、最終的には木を植えない、サツマイモの栽培、全部野菜をするという風に至ったところでございます。農機具労力は、この度は1人ということでございます。不安はありますが、法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。どうかよろしく申し上げます。以上です。

会 長 それでは番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

職務代理 11月15日に現地審査を行いました。この畑で野菜を作付けると聞いております。場所も宅地と道路の間にあり、集積に問題はないと考えます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。どうかよろしく申し上げます。以上です。

会 長 それでは番号8番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

委 員 (なし)

13 番 譲渡人の経営規模が0㎡ですが、どういうことで0㎡なのでしょう。

事 務 局 農地台帳上、現況地目が宅地となっており、システム内で経営面積と判断されておりませんが、現地確認を行い畑として耕作可能と事務局としても確認しております。

- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 9 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 11 番 11 月 15 日に現地確認を行いました。後に関係者と電話で話を伺いました。譲渡人は二人おられるのですが、元々譲渡人の兄弟が持っていた土地で兄弟に子どもが居ないので、相続されて今日に至っている。宅地の周りに畑があるが休耕のような形でシートが張っており、草は刈っあり管理してある状態でした。譲受人は、経営面積は 0 ですが、この申請書には 3 人の名前が在り、他の所でビールを造っておられたそうです。今回こちらに納屋があって、この納屋を工場にし、周りの畑でビールを造りたい規模拡大したいということになったそうです。ということで空き家バンクを通じて、こちらでやってみたいということになったそうです。機械等も十分にありますし、足りない分は買う予定にしているということですが、労働力も本人さん以外に 3 人の名前が載っていますが、4 人でやられることになっておりますし、周辺農地への影響もありませんし、以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。どうかよろしくお願ひします。
- 会 長 それでは番号 9 番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。
- 13 番 譲受人の経営規模が 0 なのに規模拡大とは言い方がおかしくはないか。それと譲渡人の残りの圃場は利用権設定か作業委託か、何かしら設定しているのですか。
- 11 番 そう聞いています。
- 6 番 図面 17 ページを見ると建物があるが、これは許可されているものですか。地図が悪いのか既に建物が建っているのか確認させてください。
- 事 務 局 宅地部分には、現在家が建っています。
- 6 番 1 番 2 番 3 番は建物はないと該当地番には建物はないということによろしいですか。

事務局 はい。

会長 他にありませんか。

3番 先ほどの規模拡大の件は、安佐北区の方で経営しているからという理解でよろしいですか。

事務局 今回一緒に経営される方が3人いらっしゃる、その中の一人が空き家バンクを利用して吉木で農業経営されていますので、皆さんの中では規模拡大なのだろうと理解しています。

会長 他にありませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会長 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、農地法第4条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和5年11月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

1番 11月18日に現地確認を行い、申請人とも面談しております。申請人は40年くらい前に酪農を辞め造園業を始め現在に至っておられます。造園業ですから石が必要で、牧草地に申請せずに石を置き現在に至っている状況です。適正化を図るために、現在は息子さんが中心となり造園業をやっておられますが、ほとんど牧草地でございまして、周囲の営農に支障にはならないと思われます。以上のことから許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願ひ致します。

会長 ありがとうございます。番号10番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。はい。

3番 21ページの配置図を見る限り、石が砕いたのが見えますし、牧草地というのも、上3筆の現況はどうなっていますか。

事務局 砕いた石のように見える部分については、後ほど5条案件で出てきます。牧草地とあると

ころは、実際に牧草を植えておられます。

会 長 他にご質問ありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

職務代理 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

会 長 11 月 12 日に現地確認を行ってきました。令和 3 年度豪雨災害があり、11-2 の地図をご覧ください。申請地より左に軽自動車がやっと通れるくらいの道がついていますが、更に左へ本線に繋がる道をつたいまして、山から土砂が入って参りまして、申請地の所を埋め尽くし、一段低かったのですが、そこへ土砂が流れて参りまして右側の道まで土砂で埋まりました。道は消防が土砂を撤去しますが農地はしませんので、今後を悩んでおられましたが、農業をしているため軽トラックもほしいと考え、この畑を駐車場にしようと今回の申請でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

職務代理 ありがとうございます。番号 11 番についてこの件について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。はい。

委 員 (なし)

職務代理 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。

会 長 番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

14 番 11 月 5 日に現地を確認致しました。現地の地形は、南側に開けた山の斜面という地形で、

おじいさんの代から畑の上の建物が建っているという状況だったので、相続で土地をきちんと整理して、この度の申請に至るということです。無断転用を反省しておられ、顛末書も付けておられますし、周辺の影響、水路の影響もありません。許可相当であると思われるので、よろしく願います。

会 長 ありがとうございます。番号 12 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 5 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 5 年 11 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

1 番 等価交換になり 2 番案件のこれが等価交換の申請地でございます。11 月 8 日に現地確認を行いました。譲受人が造園業を始めたときに大量の資材があるので、とても置けないから隣が便利のため、替えて使わせてくれという申請で現在に至っております。無許可で資材置場に使用されていたということでございます。その時大量の石が、墓地公園を造られるときにかかりの石が必用となり、建設業者からも工事で出た石も置いておられたと言っておられた。ということで、手狭となり 40 年くらい前から替えて使おうということで今回の申請に至っております。隣にも営農には支障はないと思われまして、申請地の上側が現在、地域の酪農家さんが牛を放されて牧草を食べさせておられました。始末書も出ておりますし、営農にも支障がないと思われるので、許可相当と思います。ご審議の程、よろしく願います。

会 長 ありがとうございます。番号 13 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

5 番 等価交換と言うことですが評価額が違うと思うのですが。

1 番 その辺りを行政書士に確認をしましたが、双方了解しているとのことでした。

会 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 農地転用（農業用施設）届について

会 長 議案第 4 号農地転用（農業用施設）届について、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により別紙のとおり届出があったので承認を求める。令和 5 年 11 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範

職務代理 それでは番号 14 番について説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

職務代理 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

会 長 11 月 12 日に現地確認を行いました。現在、農機具を収めている倉庫が防犯的にも悪いため、農機具を持ってくるため今回の申請となっています。道路のすぐ上に小さな田がありますが、そこに建てるとのことです。ご審議の程、よろしくをお願いします。

職務代理 ありがとうございます。番号 14 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

7 番 既に工事をされている気がしますが、もうビニールハウスも建っていて、整地もされており重機も入っているが、申請が遅いのではないかと。

事 務 局 ビニールハウスを崩して、自分で農業用倉庫を建てたいとご相談に来られ、農業用施設届を提出したら、始めてよいと思われていたようで、現地調査の際にそうではないということと、総会が終わるまで工事は止めてくださいというお願いはさせていただいています。

7 番 原則的にはしてはいけないということですね。

事 務 局 そうです。

職務代理 その他ありませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について、申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

会長 議案第 5 号農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画 (5-2) について意見を求める。令和 5 年 11 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 事務局説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 ありがとうございます。それでは議案第 5 号について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いします。ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。議案第 5 号について申請のとおり決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員です。従って申請のとおり決定いたしました。

以上で本日提出議案の審議を終わります。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会長

印

議事録署名者

印

議事録署名者

印